

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大豊町長 大石 雅夫

市町村名 (市町村コード)	大豊町 (39344)
地域名 (地域内農業集落名)	西峰地区 (野々屋、土居、久生野、大畑井、沖、蔭、柚木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月1日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

<p><b>【蔭、柚木、沖】</b>                  主に米、柚子、トマト、ゼンマイを生産している地区である。                  農業者に限らず地区の人口が減少しており、草刈りをはじめ、共同で行ってきた作業に従事する者も少なくなっている。                  農業所得が減少する一方、資材が高騰しており、農業を行うことが厳しくなっている。                  農地周辺の木が大きくなり日当たりが悪くなっている。また、鳥獣被害も深刻である。</p> <p><b>【野々屋、土居、久生野、大畑井】</b>                  柚子、トマト、ゼンマイが主要作物であるが、自家用野菜のみを生産している小規模な農業者も多い地区である。                  農業者の高齢化が進み、また後継者もない農地が多く、耕作放棄地、荒廃農地も増えている。地区の人口も減少しており、地区の役職や行事も担わなければならない、農作業を行う時間が確保しづらい。草刈りについても、家周辺で手一杯になりつつある。                  傾斜が急な地区なので、生活道や作業道の維持管理に手間がかかる。また、鳥獣被害も深刻である。                  柚子剪定後の枝の処理も手間がかかり、作業効率が上がらない。</p>
---

### (2) 地域における農業の将来の在り方

<p><b>【蔭、柚木、沖】</b>                  耕作放棄地を増やさないよう、農作業を担っていく者の確保が必要である。農地を買う、借りるのではなく、地主から作業受託費をもらいながら作業を行う等、作業従事者の負担を減らしながら農地の維持を行うことが必要である。また、集落営農法人の設立等、地区でまとまって農業を行うことも考えていく。                  鳥獣被害対策や、生活道、作業道の整備、山林の整備を行い、農業を行う環境を整えていくことが必要。</p> <p><b>【野々屋、土居、久生野、大畑井】</b>                  自家用野菜の生産も続けていけるよう、小規模な農業を続けていける環境を作り出す必要がある。                  高収益作物の作付が必要だが、傾斜が急な地区なので、果樹等、土砂の流出が防げる品目を作付けする。</p>
---

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	72 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	72 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地とする。
-----------------

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落営農の立ち上げ等、必要に応じて集積、集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
必要に応じて活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
傾斜が急で道幅も狭いため、農作業道の整備が必要である。「農地耕作条件改善事業」等、中山間地域に合った補助事業を活用する。 狭小な農地が多いため、ほ場整備により区画を大きくし、効率的に作業ができるようにする。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集積、集約化を図る一方、小規模農家が継続できる方策を練る必要がある。 多様な担い手が確保できるよう、今後、商品開発や流通経路の確保等も視野に入れていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
株式会社大豊ゆとりファームをはじめ、農作業受託を行っている組織を活用する。一方、個人間での作業受託も行い、地区全体で荒廃農地発生を防ぐ必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①大型捕獲檻の設置やハンター育成等の対策が必要である。また、農地周辺に放置されている果樹が鳥獣のえさ場となっているので、農地のパトロールを行い、放置されている果樹があれば、所有者に連絡を行い伐採等の対応を行ってもらう。
- ③農作業の省力化を行うため、ドローン等の活用を検討する。
- ⑤果樹等、土地に合った高収益作物の導入を行う。
- ⑦不要な木を伐採することで、農地の日当たりや道の見通しを良くし、農業を行いやすい環境を整備する。また、耕作者が見つからない農地については、他用途への転用も考える。
- ⑩農業者数の維持、増加のため、移住者の確保が必要となっている。移住者向けの空き家改修を、町からの補助も受けながら進めていく。